

# 食品産業エネルギー利用効率向上支援事業委託業務処理要領

## 1 目的

この要領は、北海道が（以下「委託者」という。）が〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「食品産業エネルギー利用効率向上支援事業委託業務」を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務内容及び業務実施方法等

本委託の業務内容及びその処理は次によることとする。

### (1) 取組実態調査の実施

食品製造業等（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業）における省エネ・新エネ機器の導入や施設・設備の省エネ対策等の実施、食品ロス削減やゼロカーボンの実現に向けた取組等の実態や課題等の調査を実施すること。

#### ア 調査対象事業所の選定

道内の食品製造業等約1,900事業所の中から、細分類別の業種や事業所の規模、所在する地域等を勘案し、必要に応じて食品関係団体等の協力を得て、幅広い業種の事業所の参考となるエネルギー削減等の取組を実践している事業所を相当数リストアップすること。

#### イ 現地ヒアリングの実施

(ア) 上記アでリストアップした事業所に対し、原則、直接訪問による現地ヒアリングを実施すること。

(イ) ヒアリング項目は、他の事業所が具体的に取り組む参考となるものを選定すること。

#### ウ 調査結果のとりまとめ

(ア) 企業ヒアリングの結果を取りまとめた冊子を作成すること。(1,500部)

(イ) 冊子は、道内事業所がエネルギー削減等に取り組むに当たって効果的に活用できる内容とすること。

### (2) 調査結果を踏まえた勉強会の開催

調査結果を広く周知し、道内各地域の事業所における新たなエネルギー削減等の取組・実践を促進するとともに、エネルギー削減推進等の活動を担う人材育成を図るため、勉強会を開催すること。

ア 道内6圏域において各1回以上開催すること。

イ 勉強会は、取組実態調査の結果を取りまとめた冊子を活用することとし、道内の事業所が新たにエネルギー削減等に取り組む動機付けとなるような内容とすること。

ウ 勉強会参加者に対して、省エネルギー対策や食品ロスの対策に向けた取組等に関するアンケートを実施すること。

### (3) 報告書等の作成

以下を作成し、提出すること。

ア 取組実態調査結果を取りまとめた冊子（納入期限は別途調整）

イ 報告書（紙媒体（A4版）：5部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式）

ウ 納入期限 令和5年(2023年)2月28日(火)

## 3 中間検査の実施等

(1) 乙は、上記2(1)ウの冊子を作成したときは、速やかに、その旨を委託者に報告する。

(2) 甲は、上記(1)の報告を受けたときは、冊子の内容及び部数等について検査を実施する。

(3) 上記2(2)の勉強会は、上記(2)の検査終了後に開催するものとする。

## 4 実績報告、調査及び概算払いについて

(1) 乙が、契約書第11条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。

ア 実績報告書（別記第1号様式）

イ 収支精算書（別記第2号様式）

(2) 乙が、契約書第13条に基づき概算請求書の際に提出する書類は次のとおりとする。

- ア 概算払請求書（別記第 3 号様式）
- イ 年間支払計画書（別記第 4 号様式）